

農林水産省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務の規定の追加

地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、次に掲げる事務の規定を追加すること。

一 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務

二 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務 (第十八条第一項及び第二十条第一項関係)

第二 地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定の削除

地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除すること。

(改正前の第十九条及び第二十二条関係)

第三 その他

一 この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を整備すること。